

日置市告示第 29 号

日置市省エネ家電買換支援補助金交付要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

日置市長 永山由高

日置市省エネ家電買換支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、エネルギー価格の高騰による家庭の経済的負担を軽減するとともに、家庭におけるエネルギーの利用に伴い発生する温室効果ガス排出量を削減することで日置市2050脱炭素ビジョンの推進を図るため、予算の定めるところにより省エネルギー性能の高い家庭用電気機械器具（以下「省エネ家電」という。）への買換えを行う市民に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、日置市補助金等交付規則（平成17年日置市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、「省エネ家電」とは、次に掲げる家庭用電気機械器具であって、補助金の交付申請の日において、日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が最新の目標年度で100パーセント以上であるものをいう。

- (1) エアコンディショナー
- (2) 電気冷蔵庫

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請の日の日置市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 同一の世帯に属する者全員に市税その他の市の徴収金の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象となる省エネ家電)

第4条 補助金の交付の対象となる省エネ家電は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年6月1日以後に市内に所在する店舗、事業所等（インターネット販売及び通信販売を除く。）で購入したものであること。
- (2) 新品かつ未使用であること。
- (3) 製造事業者による製品保証があること。
- (4) 補助対象者自らが居住する市内の住宅（事業の用に供する部分を除く。）に設置し、かつ、専ら居住の用に供するために使用するものであること。
- (5) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金等の交付を受け、購入するものでないこと。
- (6) リース品又はレンタル品でないこと。
- (7) 転売を目的とした購入でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネ家電の購入及び設置に要する費用とする。ただし、次に掲げる額を除く。

- (1) 消費税及び地方消費税に相当する額
- (2) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する「日置市らし応援商品券」又は「プレミアム付き商品券」で支払った額に相当する額
- (3) クーポン券又はポイントで支払った額に相当する額
- (4) 設置に要する費用のうち、一体不可分でない諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、廃材処分費、振込手数料等の額

2 省エネ家電を複数台購入し、及び設置した場合は、複数台の購入及び設置に要した費用の合計額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は次の各号に掲げる補助対象経費の合計額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象経費の合計額が3万円以上5万円未満の場合 1万円
- (2) 補助対象経費の合計額が5万円以上10万円未満の場合 2万円
- (3) 補助対象経費の合計額が10万円以上15万円未満の場合 3万円
- (4) 補助対象経費の合計額が15万円以上の場合 4万円

2 補助金の交付は、同一の世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の補助金等の交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 規則第4条第1項の規定により補助金等の交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費が確認できる領収書又はレシートの写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの

ア 購入日(令和8年6月1日以後の日付であること。)

イ 購入店舗等の名称及びその所在地

ウ 購入した省エネ家電名及び型番

エ 購入費用の合計額及びその内訳

(2) 製造事業者が発行した保証書の写し

(3) 省エネルギー基準達成率が確認できるカタログの写し等

(4) 対象省エネ家電の設置後の写真

(5) 家電リサイクル券(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。)

(排出者控え)の写し

(6) 本人確認資料(個人番号カード又は運転免許証等の写し)

(7) 振込先が確認できる通帳、キャッシュカード等の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の補助金等の交付申請書の提出期限は、令和8年11月30日とし、その提出部数は、1部とする。

(交付決定及び補助金の額の確定)

第8条 規則第7条の補助金等の交付決定通知書及び規則第17条の補助金等の確定通知書は、様式第2号によるものとする。

(補助金の交付)

第9条 規則第19条第1項の補助金等の交付請求書は、様式第3号によるものとする。

(申請書の請求書としての取扱い)

第10条 市長は、規則第17条の規定により交付すべき補助金の額を第7条第1項の補助金等の交付申請書に記載する交付申請額と同額で確定したときは、当該申請書を当該確定の日を請求日とする補助金交付請求書と

して取り扱うものとする。この場合において、申請者は、前条の補助金等の交付請求書の提出を要しないものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 関係書類に虚偽の記載をし、又は不正の手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の目的に適合しないとき又は交付決定の際に付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認めるとき。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第12条 この告示に定める手続については、この告示の規定にかかわらず、電子情報処理組織（当該手続を行う者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。）と当該手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

(電磁的記録による作成)

第13条 この告示の規定により作成することとされている書類等（書類その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

省エネ家電買換支援補助金交付申請書

年 月 日

日置市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

省エネ家電を購入し、及び設置したので、次のとおり省エネ家電買換支援補助金を交付くださるよう、関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、裏面1の全ての事項について誓約し、及び同意します。	はい ・ いいえ
----------------------------------	----------

購入した家電 (どちらかに○)	エアコン ・ 冷蔵庫
製品型番及び 省エネ基準達成率	製品型番 省エネ基準達成率
購入店舗等名称 及び所在地	名称 所在地
購入年月日	年 月 日
省エネ家電の購入及び 設置に要した費用 (税抜価格)	円
補助金交付申請額	円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 信組・農協 漁協・信漁連 その他 ()	本店・支店 本所・支所 出張所・本店営業部 その他 () ※ゆうちょ銀行の場合は、3桁の店番を記入
預金種別	普通・当座 その他 ()	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

(裏面に続く)

(裏)

- 1 申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。
 - (1) 申請書（関係書類を含む。）の内容に虚偽がないこと。
 - (2) 交付要件を確認するため、市が私の世帯状況、市税等の納付状況等について公簿の確認その他必要な調査を行うこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
 - (4) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金等の交付を受け、購入するものでないこと。
 - (5) 転売を目的とした購入でないこと。
 - (6) 市が補助金の交付事務の適正な執行を図るため必要があると認める報告の求め又は調査に応じること。
 - (7) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助金の交付後に交付要件に該当しないことが判明したときは、補助金を市に返還すること。
 - (8) 環境省の省エネ製品買替ナビゲーション「しんきゅうさん」(<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>)を活用し、買換えによる効果を確認すること。
 - (9) 補助金の額が交付申請額と同額で確定された場合は、この書類を当該確定日を請求日とする請求書として市が取り扱うこと。
- 2 関係書類
 - (1) 補助対象経費が確認できる領収書又はレシートの写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの
 - ア 購入日（令和8年6月1日以後の日付であること。）
 - イ 購入店舗等の名称及びその所在地
 - ウ 購入した省エネ家電名及び型番
 - エ 購入費用の合計額及びその内訳
 - (2) 製造事業者が発行した保証書の写し
 - (3) 省エネルギー基準達成率が確認できるカタログの写し等
 - (4) 対象省エネ家電の設置後の写真
 - (5) 家電リサイクル券（特定家庭用機器再商品化法第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）（排出者控え）の写し
 - (6) 本人確認資料（個人番号カード又は運転免許証等の写し）
 - (7) 振込先が確認できる通帳、キャッシュカード等の写し

様式第2号（第8条関係）

省エネ家電買換支援補助金交付決定及び交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

日置市長 印

年 月 日付けで申請のあった省エネ家電買換支援補助金については、日置市補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、同規則第17条の規定により交付額は、交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

交付決定額及び確定額 金 円

様式第3号（第9条関係）

省エネ家電買換支援補助金交付請求書

年 月 日

日置市長 様

補助事業者 住所

氏名 ⑩

電話番号

年 月 日付け第 号の補助金交付決定及び交付確定通知に
基づく省エネ家電買換支援補助金を交付くださるよう、日置市補助金等
交付規則第19条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 信組・農協 漁協・信漁連 その他（ ）	本店・支店 本所・支所 出張所・本店営業部 その他（ ） ※ゆうちょ銀行の場合は、3桁の店番を記入
預金種別	普通・当座 その他（ ）	口座番号
フリガナ		
口座名義人		